

平成27年度

中央市・昭和町地域自立支援協議会報告書

平成28年3月

中央市・昭和町地域自立支援協議会

はじめに

今、障がい福祉において、「合理的配慮」は欠くことができない概念となっています。

この「合理的配慮」とは、障がい者権利条約にもあるとおり、障がいのある人の平等権や基本的人権が阻害されている場合にそれを回復するための「変更」や「調整」の事をいいます。

これは、WHOの障害から障碍への概念の変更から端を発する一連の動きです。障がいというものを医学的な概念から社会学的な概念へと大きく舵を取ったことが根底に流れている動きなのです。

この「合理的配慮」においては、まず、「本人の意思表示」・「選択」・「意思決定」などが、前提となることを押さえておかななくてはなりません。

合理的配慮の内容は、・基準、手順の変更、・物理的形状の変更、・補助器具、サービスの提供があります。これらを本人の状況に合わせて配慮し、実行していくこととなります。

もちろん、理想を掲げ、本人が望む事柄を全面的に叶えてくことは、困難です。現実として、無理なことも多々出てきます。そうした状況から、提供ができない場合もでてくることとなります。その場合の「合理的判断」は、提供側の「過重な負担」かどうかとなります。

実際の社会的な大きな動きでは、ノースカロライナ州でおこなわれているTEACCHプログラム活動が有名です。この活動は「構造化」といわれる概念を柱に、社会体制のあらゆる分野で自閉症スペクトラム障がいの方々の方々の暮らしやすさ(合理的配慮)を支援することの総称です。日本でも、この活動に深く共感する方々が、実際の面での難しさに直面しながらも活動を続けています。(もちろん山梨県においても)

お隣の東京でも、社会的な活動への参加が難しいとされる自閉症スペクトラム障がいの方々に向けて、様々な社会的活動に、本人参加、保護者の参画が合理的配慮として行われるよう要求され、結果、課題解決に向けて専門家との連携が進み、連続した支援体制の整備の実現が着々と進みつつあります。

これは、教育の分野でも進みつつあります。小学校や中学校のある「特別支援学級」において実施される教育の中で、文部科学省より、合理的配慮を行うことの方方向性が強く打ち出されています。

さて、巻頭言の結びに当たり、今後の中央市・昭和町の障がい福祉の一つの課題を挙げさせていただきますと、それは、発達障がいの人たちへの合理的配慮だと思っています。

特に、学齢期から青年期初期に顕著になる、「理論的な正しさが、最優先されるため現状の認識が否定的になる。」「感情的、感覚的なことが経験の中で優先されてきた判断となるため、自分が感じていることが正しという判断にとられる。」この二つの難解な課題を、療育できる場所をどう実現していくかであります。

「児童館・放課後児童クラブ」では、本人が持つ社会参加への難易があり、「放課後デイサービス」では、顕著な発達遅滞がみられないことから本人が力をもてあますことになり、結局行き場がなく、本人の持つ課題を療育する場所が学校教育の場のみとなって、本人の全面的な発達を保証することになっていません。そんな現状をお伝えして巻頭言とさせていただきます。

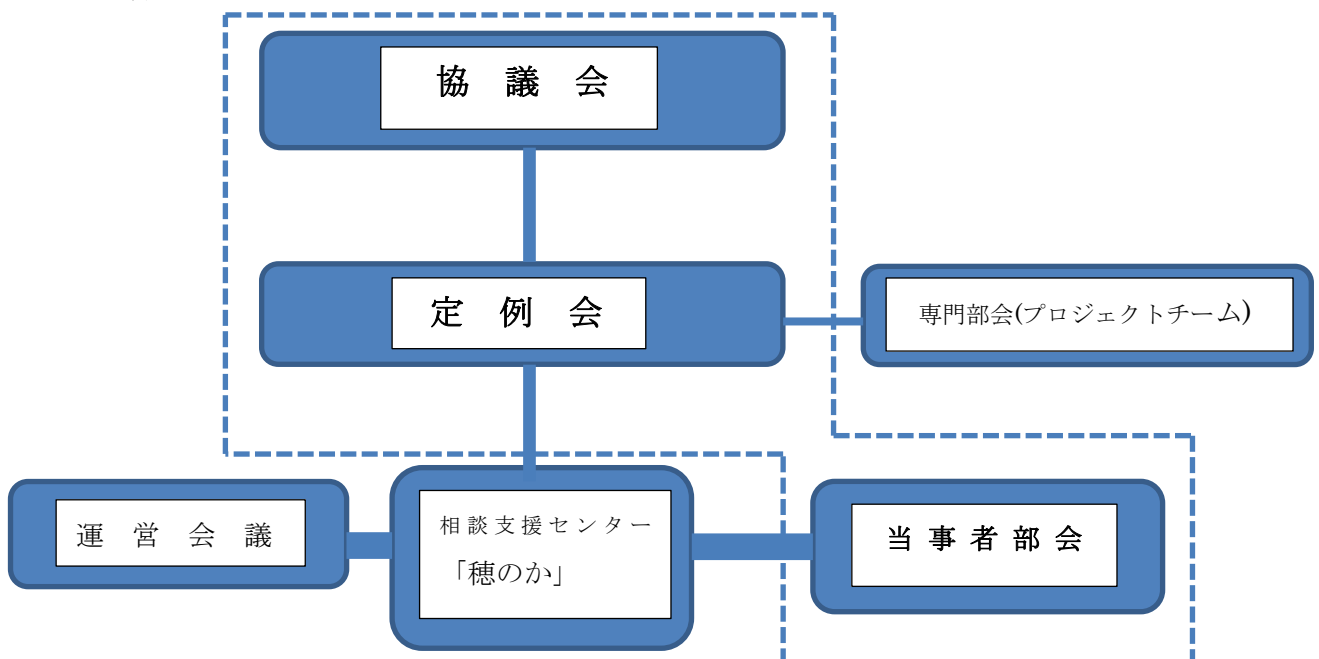
1 組織体制

中央市・昭和町地域自立支援協議会は、協議会、定例会及び当事者部会の3部構成とし、協議会事務局は中央市・昭和町障がい者相談支援センターに置かれています。

尚、協議会・定例会・当事者部会の他に、協議事項の課題解決に向けて調査研究するための専門部会（プロジェクトチーム）を置くことができます。

協議会	定例会で協議した結果の報告を受け、検証、確認、情報の共有等を行います。また、相談支援事業の運営状況の報告を受け、その検証、確認、評価を行います。開催は年1～2回を原則とします。
定例会	相談支援センター及び当事者部会の状況報告、ニーズ・情報把握を行うとともに、個別ケア会議や相談事例に関する評価を通じ課題等を協議します。定例会での協議結果等は全体会へ建議又は報告します。開催は年5～6回を原則とします。
当事者部会	次に掲げる事項について調査審議し、定例会に建議又は報告します。 1) 障害者等及びその保護者に係る相談支援体制に関すること。 2) 障害者等を対象としたサービスの調整に関すること。 3) サービスの提供が困難な障害者等への支援に関すること。 4) 実務上協議が必要なこと。 開催は3ヶ月に1回程度とします。
プロジェクトチーム	個別事例における具体的な事項について、課題解決のための調査研究を行う専門部会です。調査結果等は定例会や協議会に報告します。

2 組織図



3 協議会委員名簿

協議会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	所 属	役 職 等	委 員 名
1	中央市社会福祉協議会	事務局長	坂本 桂
2	昭和町社会福祉協議会	事務局長	秋山 高一郎
3	中央市民生委員児童委員協議会	会 長	長島 幹夫
4	昭和町民生委員児童委員協議会	会 長	原沢 清久
5	中央市障害者福祉会	会 長	馬場 正江
6	ひばり会	会 長	丸山 裕子
7	中巨摩心身障害児者父母の会	会 長	○武井 泰仁
8	中北保健福祉事務所	次 長	芦澤 麗子
9	中北圏域マネージャー	マネージャー	飯室 正明
10	中央市・昭和町発達障害コーディネーター	コーディネーター	◎三尾 馨

障害児(者)関係機関の代表者等、学識経験者、当事者、行政など12名以内で構成し、市(町)が任命します。必要に応じ、関係者を出席させ意見説明を聴くこともできます。任期は2年とし、再任できるものとします。

定例会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	所 属	役 職 等	委 員 名
1	中北圏域マネージャー	マネージャー	飯室 正明
2	甲府圏域地域療育コーディネーター	コーディネーター	若林 由希
3	みらいファーム	所 長	◎中村 光輝
4	甲府支援学校	地域支援係主任	長田 佳美
5	中北保健福祉事務所	精神保健福祉相談員	大内 誌
6	山梨県手話通訳士会	会 長	○利根川 圓
7	ル・ヴァン	就労支援員	田中 みゆき
8	ぎんが福祉会	施 設 長	久保 貴洋
9	中北保健福祉事務所	障害福祉リーダー	米山 美智子
10	わかば支援学校	地域支援部主任	竹内 陽子
11	ほっとらんになぐ	副施設長	小倉 香織
12	あおぞら	児童支援リーダー	堀内 慎介
13	ケアホームドロップ	代 表	角間 裕美

関係機関等の実務者１３名以内で構成し、議題に応じ、定例会が必要と認めた関係者を出席させ意見を聴くこともできます。任期は２年とし、再任できるものとします。

＊年度中に、人事異動等により委員が以下のとおり改選されました。

番号	所 属	役 職 等	旧委員名	新委員名
12	あおぞら	児童支援リーダー	堀内 慎介	→ 中澤 和奏 (12月～)

当事者部会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	所 属	委 員 名
1	中央市障害者福祉会	五味 安彦
2	中央市心身障害児者父母の会	田中 光子
3	どらえもののポッケ	保坂 信子
4	中央市聴覚障害者協会	秋山 隆晴
5	パンジー	○進藤 元美
6	中央市健康推進課 保健師	相田 幸子
7	昭和町いきいき健康課 保健師	戸倉 由紀
8	昭和町身体障害者福祉会	◎川又 昭彦
9	ひばり会	杉山 静子
10	中央市教育委員会	田中 真紀子
11	中央市社会福祉協議会	佐野 真梨子
12	昭和町教育委員会	今村 秀紀
13	昭和町社会福祉協議会	丹沢 啓太

構成委員数は任意とし、各市町の長が指名します。当事者部会が必要と認めた関係者を出席させ意見を聴くことができます。任期は必要な期間２年とします。

3 開催状況と内容

	協 議 会	定 例 会	当事者部会
4月			
5月	5月27日(第一回) ■H26 年度自立支援報告書について ■ “ マップPTの活動状況について ■ “ センター相談状況について		
6月	■リハビリ課題について ●①入浴サービスについて ●②精神障がい者居宅サービスについて ●③当事者参画について		6月24日(第一回) ■H26 年度自立支援報告書について ■ “ マップPTの活動状況について ■ “ センター相談状況について ■山梨県自立支援協議会より ■第一回 協議会より ●③当事者参画推進について ●④防災(自助)について(継続協議) ●当事者部会委員からの提起事項
7月		7月22日(第一回) ■H26 年度自立支援報告書について ■ “ マップPTの活動状況について ■ “ センター相談状況について ■山梨県自立支援協議会より ■第一回 協議会・当事者部会より ●③当事者参画推進について ●①入浴課題について	
8月			8月26日(第二回) ■第一回 定例会より ■れんげ会の実施報告 ■山梨県自立支援協議会より ●③次期組織構成について ●防災(共助)について
9月		9月30日(第二回) ■第二回 当事者部会より ■山梨県自立支援協議会より ●③次期組織構成について ●⑤地域診断について ●①入浴課題について	
10月	10月28日(第二回) ■第一、二回定例会・当事者部会より ■山梨県自立支援協議会より ■れんげ会実施 ●③次期組織構成について ●⑥「重心児者に対するアンケート調査」について		
11月			11月18日(第三回) ■県と地域の合同自立支援協議会より ■第二回 協議会より ■れんげ会の実施報告 ■⑦「短期入所課題」について ●③次期委員構成について ●防災(公助)について ●④防災について出された意見の活用の仕方について
12月		12月16日(第三回) ■県と地域の合同自立支援協議会より ■第二回 協議会、第三回 当事者部会より(⑦短期入所課題報告含む) ■入浴課題についてのワーキングメンバーチームメンバーの提示 ■れんげ会実施報告 ■第一、二回事業所連絡会より ■「重心児者に対するアンケート調査」について ●③次期委員構成について ●④当事者部会からの提案について ●⑤地域診断について	
1月			1月27日(第四回) ■県と地域の合同自立支援協議会より ■⑧リハビリ課題について ■第三回 定例会より ■れんげ会の実施報告 ■③次期協議会委員(案)について ■H28 年度協議会スケジュール(案)について ■今期当事者部会の振り返りとして
2月		2月17日(第四回) ■⑧リハビリ課題について ■第四回 当事者部会より ■れんげ会実施報告 ■③次期協議会委員(案)について ■H28 年度協議会スケジュール(案) ●①入浴課題 ●⑤地域診断と地域生活支援拠点	

3 月	3月16日(第三回) ■第三、四回当事者部会・定例会より ■れんげ会実施報告 ■県と地域の合同自立支援協議会より ■⑦短期入所課題について ■①入浴課題について ■リハビリ課題について ■⑥「重心児者に対するアンケート調査」について ●③次期協議会委員(案) ●H28 年度協議会スケジュール(案) ●⑤防災について出された意見の活用の仕方について		
--------	---	--	--



4 協議された課題について

今年度に自立支援協議会で協議した地域課題及び協議結果は以下のとおりです。

①検討課題 (前年度からの継続協議)	①「障がいのある方が在宅で入浴自立が出来ない場合に(特に身体障がいの場合は、家庭の課題として自宅に入浴設備が無い場合や家庭の介護力の課題がある)、地域の入浴施設や福祉サービスを定期的(週2～3回の希望が多い)に活用することになるが、入浴設備・送迎・制度・介助者の調整の難しさなどの課題があり、入浴しにくい状況がある」について
②協議内容・結果	第一回、第二回定例会で協議を行い、意見を集約するためにもワーキングチームを作成することとなる。その後、ワーキングを行い第四回定例会で報告・協議の結果、 「居宅介護」については、基幹が行政と共に事業所に働きかけていく。 「訪問入浴」については、今後各種アンケートを取る際に、ニーズの状況が把握できるような形でアンケートの中に組み込み、現状の訪問入浴の充足度をふまえて協議をしていきたいと考えている。 「施設入浴」については、①地域の実情を広報紙を発行する際に伝えていきたい。②移動支援のあり方については、中央市は検討して頂いている。昭和町については、方法論として方向づけられればよいのではないかと。地域生活支援拠点の話と関連して今後、ワーキングチームを拡大して入浴課題についても話し合っていくのはどうか、という提案があり今後も継続協議となる。

① 討検課題 (前年度からの継続協議)	②地域移行を進めるにあたり、精神障がいの方を受け入れてくれる居宅介護サービス事業所が少ない。
②協議内容・結果	前年度の定例会において承認を得た以下の意見について、協議会において協議して頂く。 ○当事者がお互いの悩みを話し合う場の提供。 ○当事者向け「福祉サービス利用」のための学習会の開催。 ○自立支援協議会の会議の場に病院や施設関係者、またピアサポーターを招いて現状を知る機会を設ける。 ○事業所向け障がいを理解する学習会の開催、等の内容を提示。 以上の意見について了承していただいた。

①検討課題 (前年度からの継続協議)	③「自立支援協議会を含めニーズの集約等に向けて、当事者等参画を更に進める方策」について
②協議内容 ・結果	第一回協議会の際に、今年度一年かけて次期委員構成について協議会・定例会・当事者部会で継続して協議していくことを了承していただく。第一回定例会・当事者部会において協議を行う。
	次期組織構成について
	センターより。組織構成(案)を二つ提示。当事者部会、定例会に協議して頂いた結果を協議会に報告。協議会において次期組織構成について決定される。
	次期協議会委員構成について
	センターより委員構成(案)を提示し、当事者部会・定例会で協議。いただいた意見を十分考慮し、次回、次期協議会委員(案)を提示することとなる。
	次期協議会委員(案)について
	当事者部会・定例会において協議をし、次期協議会委員(案)について了承をいただく。協議会においても了承が得られたので、(案)に沿って委員の選出を行う。

① 検討課題 (前年度からの継続協議)	④防災「自助」「共助」「公助」について
②協議内容 ・結果	当事者部会において「自助」「共助」「公助」について協議を行う。また、出された意見をどのように活用していくかについても協議をし、出された意見を基に事務局からの提案として 1. 障がいのある方の防災への取り組みとして学習会の実施。その中において、第三回当事者部会においていただいた「自助・共助・公助」の意見を基に市民、町民へ伝えていく。 2. 中央市、昭和町における防災担当課に向けて、第三回当事者部会でいただいた意見を基に協議会として、障がいのある方との防災対策を検討頂けるように提言を図る。 以上について、定例会においては進める事に異議はありませんでしたので、協議会に諮ることとなる。協議会において、1については承諾され、2については協議会会長と協議会委員とで市町長に提言を渡すこととなった。

①検討課題	⑤地域診断について
②検討内容 ・結果	障がい福祉計画の運用に関して、計画の進捗状況と評価に関してPDCAサイクルによる進捗状況の管理と評価が求められており、この協議会としてもチェックする必要があると思われる。その方法の一つとして「地域診断」が有効ではないか、との提起を受け定例会において協議を行う。また、「地域生活支援拠点」の整備に向けた取り組みの一つとしても「地域診断」が有効ではないか、との視点もあり、今後協議会においても「移動の問題」や「生活支援(居住系を含む)」のサポートについて「どうやったら良いのか」「どのような方法であれば良いのか」ニーズのくみ取り方も含めてワーキングで話し合ってもらう事となり、次年度へ継続協議となる。

①検討課題	⑥「医療的ケアを必要とする在宅の重度心身障害者に対するアンケート調査」について
②協議内容 ・結果	山梨県自立支援協議会より地域自立支援協議会に依頼があり、実施することに了解をいただいたので、各市町で実施しました。

① 検討課題 (前年度からの継続協議)	⑦「短期入所ができる施設が近くにないこと」
②協議内容 ・結果	平成25年度第3回当事者部会を経て預かりとなった内容をセンターにて整理の上、当事者部会、定例会において報告し、終結となりました。 今後も継続してセンターでニーズ確認をしていくことについて了解をいただく。

①検討課題	⑧「身近な地域で専門的なリハビリを受けることが難しい状況がある」について（山梨県障害者自立支援協議会より報告）
②協議内容 ・結果	平成24年11月当事者部会において提起される。 平成25年度において協議を重ねた結果、山梨県自立支援協議会に建議県自立支援協議会から検討結果が以下の通り報告されました。（抜粋） ・一般のリハビリについては、地域リハビリテーション広域支援センターが各圏域に1つずつ配置されており、リハビリに関する相談を受けている。（中北地域リハビリテーション広域支援センター；竜王リハビリテーション病院）あけぼのでは必要な時期の小児リハビリを終了した後、他の医療機関へはつなげていない。基幹相談支援センター等にリハビリ関係の相談があった際には、連携していただけることとなる。（連絡先は

	あけぼの療育コーディネーター)。個別の相談についてはリハビリの時間を使い、対応が可能。今後も継続して進めていく課題であり、 ○リハビリの相談体制として、あけぼの医療福祉センターとの連携の体制を確保し、基幹相談支援センターを中心に地域へ情報を発信していく。 ○リハビリが必要な方のニーズ調査や体制整備については、27年度発足した医療的ケアプロジェクトの中でも医療的ケアが必要な方の課題として合わせて検討していく。(アンケート調査の結果を集約し分析して今後どのようにしていくか考えていきたい。)
--	--

おわりに

2年間を通じて当協議会にご尽力頂いた委員の皆様には、改めて御礼申し上げます。

今年度は主に前年度からの継続課題において協議を行ってきました。また、当事者部会では、委員の皆様からそれぞれ意見等が頂けるようグループ討議の形式を取り入れ、一年間行ってまいりました。

当協議会は、次年度から新たな組織体制として「協議会」と「定例会」で構成されることとなります。それに伴い、中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」においても、より一層、当事者の声を地域の課題として吸い上げていく役割を果たしていく一助を担えるよう努めると共に、『障がいのある方やご家族が地域で安心して生活を送ることのできる』社会に向けて取り組んでまいります。

引き続き皆様方のあたたかいご支援ご協力をお願い申し上げます。

中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」
センター長 中澤 美樹